

規制改革会議  
貿易タスク・フォース

平成19年11月16日  
農林水産省提出資料

1. 原産地証明制度の継続的見直しについて

規制改革推進のための3か年計画（平成19年6月22日閣議決定）において、『EPAに基づく原産地証明制度について、利用者の視点に立った、真に「使い勝手のよい」制度とするため、例えば、原産地証明書の発給主体の多様化、発行手数料の軽減、発給処理期間の短縮、電子化など、その在り方を継続的に見直す』とされているところ、具体的にどのような見直しを行っているのか、体制、検討状況等についてご教示願いたい。

(回答)

経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律第8条により、「経済産業大臣は、その指定する者に特定原産地証明書の発給に関する事務の全部又は一部を行わせることができる」、とされており、また、同法律第9条により、「この指定は、発給事務を行おうとする者の申請により行う」とされており、現在、特定原産地証明書の発給事務は日本商工会議所において実施されている。

このため、発給主体の多様化、発行手数料の軽減等の見直しについては、経済産業省及び日本商工会議所において適切に検討されているものと理解しているが、物資所管省である農林水産省としても、使い勝手の良い制度とするため、必要に応じて連絡調整を図って参りたい。

なお、経済産業大臣は、同法律第33条第1項にあるとおり、同法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる、とされており、当省も求めがある際には協力することとしたい。

また、同条第2項には、農林水産大臣は、その所掌事務に係る物資に関する特定原産地証明書の発給の適正かつ確実な実施のため必要があると認めるときは、この法律の施行に関し、経済産業大臣に対し、意見を述べるることができる、とされており、当省も必要があるときは意見を述べることにしたい。

2. 自己証明制度の導入について

(1) 上述の3か年計画において、『コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入については、経済連携協定相手国との交渉を経て決まる合意事項であるところ、他の事項とのバランス等を考慮しつつ交渉の中で決めるべきものであるが、これらについての検討も積極的に進める。』とされているところ、これまでにどのような検討を行ってきたのか、ご教示願いたい。

(回答)

現在、自己証明制度を導入している国とのEPA交渉を実施中のところであり、今後の交渉推移も勘案しながら関係省庁とも緊密な連携をとりながら検討を行っているところ。

2. 自己証明制度の導入について

(2) 今後本格化することが想定される欧米先進国とのEPA交渉においては、欧米で主流となっている自己証明制度に対し、我が国として何かしらの検討を求められることは論を待たない。従って、所謂「市場アクセス」の議論と「原産地証明制度」の議論を混同することなく、特にコンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入に関して、必要な関係法令を整備し、我が国側の自己証明制度そのものの不備によって相手国との交渉が頓挫することのないよう準備すべき、と考えるが如何か。

(回答)

コンプライアンスに優れた事業者を対象とする自己証明制度の導入に関して、現在、自己証明制度を導入している国とEPA交渉中であり、我が国側の自己証明制度そのものの不備によって相手国との交渉が頓挫することのないよう、関係省庁とも緊密な連携をとって参りたい。